



奈総法第319号
令和4年3月25日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 塚 本 勝 様
同 森 岡 弘 之 様

奈良市長 仲 川 元 庸



包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。



平成28年度包括外部監査「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」 の結果に対する措置状況について

II. 総論

3. 個別の監査結果を踏まえた全体的概観と意見

- ・補助金等に関する検査について
(財政課)

【監査結果】

(課題についての認識)

補助金等については、財源が市民等からの公金である以上、交付対象者によって公益目的のため、かつ、不特定多数の市民に事業の効果が及ぶように使用されなければならない。そのため、交付対象者に使途の適切性を証明するものとして、補助対象事業に関する事業報告や正確な収支報告を提出することが求められている。

他方、補助金等を交付する自治体においては、事業計画を吟味（審査）することにより、本来、行政が行うべき施策の一部を他のものに委ねるべきかどうかを判断する必要がある。また、公金が投入される以上、補助金等交付に関する効果を検証しなければならず、交付対象者の活動をモニタリングすることはもちろんのこと、交付対象者から提出される事業実施報告及び収支報告が正確であることを確認し、今後の事業のあり方や補助金等の交付の要否、金額について検討することが求められる。

しかしながら、市の各所管課への補助金等交付事務に関するヒアリングや関係資料を確認したところ、多くの課で、交付先から提出される収支報告を通覧して異常がないかを確認するのみで、収支報告を作成する基礎となった活動や取引に関する帳簿書類や領収書等を確認することを行っていなかった。また実際、収支報告書は収入額と支出額が一致していれば問題ないとしてその収支報告に疑問を持たずにそれ以上踏み込んだ検査を行わない職員は少なくなく、交付対象となる経費支出が補助金等交付限度額を超過しているために問題ないと認識している例も見受けられた。

このような現状では、補助金等交付の目的に反するような使用が行われていた

としても、把握できないリスクがあり、また、翌年度の補助金等の交付額の設定やあり方の検討が適切に実施できないリスクがある。結果として、改革を真剣に進める気がなかったのではないかという疑念を抱かせる状況であり、行財政改革全体に対する市の姿勢について市民が納得するとは想定できず、市としての信用を失墜しかねない事態であると考える。

(改善に向けた提言)

補助金等の見直しを着実に進める大前提として、また、市民に市の行財政改革に対する姿勢が本気であることを理解してもらうため、所管課は、補助金等の交付先による補助金の使途及び収支報告が適正かについて検証することが必要である。

この場合、補助金等交付先による経費支出のすべてについて、証拠書類を確認することは現実的ではないことは理解できる。

補助金等交付に関する検証にあたっては、サンプリングによる抜き取りチェックを基本とし、

- ・ 金額的に重要な支出からの降順により事業費の一定の割合までカバーする範囲で、証拠書類を確認する。
- ・ 使途の適正性に疑義が生じやすい支出については、金額の多寡にかかわらず証拠書類を確認する。
- ・ 過去の交付において、必要性、補助等対象範囲及び終期の設定等に課題が認識された支出については、慎重に証拠書類等を確認する。

等の検証手続を実施することが効率的、かつ効果的であると考える。

また、証拠書類を確認するのみではなく、行財政改革への取組みに関する説明責任を果たすため、どのような検証を行ったのか記録することを徹底する必要がある。

【措置の内容】

補助金等交付先による経費支出の確認のため、サンプリングによる証拠書類の抜取りチェックを行い、検証した内容を記録するよう全庁に周知しました。

III. 補助金等に関する個別結果及び意見

1. 行政経営課

(1) 奈良市総合財団運営補助金

③ 監査結果

- ・中長期計画の策定について

(財政課)

【監査結果】

補助金の支給額は、平成25年度48,948千円、平成26年度48,560千円、平成27年度73,427千円、平成28年度62,584千円と平成27年度から大きく増加している。これは、総合財団の自主自立の体制を作るために、平成27年度に業務執行理事として就任した市OBの人事費と、従来、当財団で指定管理業務を行っていた奈良市防災センターが平成26年に市の直営となった際に、余剰となった人員3名分の人事費相当が増加したことによると見受けられる。

市は、総合財団の自主自立の体制を構築のうえ、指定管理業務も公募化を進めたいという構想をもっている。そのために人員を投入し、また、自立した法人として事業運営の担い手を養成していくとする考え方には理解できる。

しかしながら、総合財団が自立化するための具体的目標が組み込まれた中長期的な経営計画は策定されていない。総合財団が、自主自立を見据えて経営改善に取り組み、これを市として支援していくのであれば、達成すべき具体的な目標数値と期限等を定めた中長期経営計画の提示を求め、その数値目標が達成できなければ、総合財団のあり方を見直すことが必要と考える。

具体的な目標と期限を定めなければ、事業成長のために増員した職員の人事費を市が補てんし続けることとなり、7財団の統合により目指した「経営健全化」に反する状況が継続することとなりかねない。

市として、今後の指定管理事業の公募化を見据えた中長期経営計画の提示を総合財団に求め、実際の経営が当該計画に沿って進捗しているかをモニタリングし続けていくことが必要不可欠と考える。

【措置の内容】

奈良市総合財団による中長期的な経営計画の策定を、令和4年度からを計画期間とする新たな行財政改革計画の中で位置付けるとともに、進捗について予算編成過程を通じモニタリングしていきます。

3. 交通政策課

(1) 違法駐車等防止活動補助金

② 監査結果

- ・指導員の活動の実施確認について

(危機管理課)

【監査結果】

上記の収支決算のとおり、市から支出された交付金は、指導員会ではそのほとんどが分会活動費として支出されている。この分会活動費は、「奈良市交通安全指導員名簿」の人数に単価8,000円を乗じることにより算定される。この分会活動費は、市から一旦指導員会に支出され、指導員会から各分会に名簿の人数に従って配分される。各分会では、指導員会からの活動費を各指導員に支給するか、あるいは分会全体の活動費に充てるかは、各分会の運用方法に任せている。

市では、各分会の活動実績を各分会から活動報告書を入手することにより把握しているが、すべての活動結果について報告書を入手しているのではなく、重要な活動に限って報告書の提出を要求していた。また、活動報告書には、実際に活動に参加した指導員の氏名が記載されているが、市では当該指導員の氏名と名簿との照合を行ってはいなかった。このため、名簿に記載されている指導員のうち何名が実際に活動している指導員かどうかの把握もできていない。

指導員会からは指導員の活動費として分会に支出しているが、仮に、分会が各指導員に8,000円を支給する運用方法であれば、実際には活動していない指導員に活動費が交付されている可能性がある。

公金が有効に利用されるよう、市は、どのような活動に対して活動費を交付するかを明確にする必要がある。各指導員に活動費を交付する場合は、実際に活動している指導員がどれほどいるかを確認したうえで活動費を交付するよう改める必要がある。

【措置の内容】

令和元年度から、各分会に実施した交通安全の啓発活動について、活動を行った交通安全指導員の氏名を記載するよう依頼し、提出を受けることで、活動内容を検証しています。活動内容の報告については、令和3年度から活動報告書の様式を定め、活動参加者の氏名、違法駐車啓発台数等を各分会から毎月報告を受け

ることとしました。また、提出を受けた活動報告書に基づき、実際に啓発活動に参加した指導員と名簿に記載されている指導員の照合を行います。令和元年度に「奈良市交通安全指導員会事業交付金の交付及び執行に関する要領」を制定し、交付対象経費の明確化を行いました。各分会の収支報告については、令和3年度より収支決算書の様式を定め、要領等に基づいた交付金の適正支出及び公金の有効利用の観点から確認を行いました。

4. 月ヶ瀬行政センター地域振興課

(1) 月ヶ瀬ふるさと振興会補助金

② 監査結果

- ・補助対象事業に関する収支の確認について

(月ヶ瀬行政センター地域振興課)

【監査結果】

交付先から収支の報告を受けているが、収入に関する証拠書類を確認していない。

適切な補助金額がいくらであるのかを判断するため、収入が正しく報告されていることを証拠書類にて確認するとともに、実際に必要な支出額を交付先に報告させる必要がある。

公金が投入されている事業である以上、証拠書類等により使途を確認とともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

月ヶ瀬ふるさと振興会に対し、定期的に収支に関する関係書類を提出させその都度地域振興課の職員が内容等確認を行っています。

(2) まちづくり振興事業補助金

② 監査結果

- ・補助対象経費の見直しについて

(月ヶ瀬行政センター地域振興課)

【監査結果】

振興協議会が受け取る収入には、市からの補助金のみでなく、自治連合会からの体育祭助成金、マラソン大会の参加料、マラソン協力金等の様々な収入がある。しかし、補助金交付要綱によると、補助金の額は補助対象経費の実支出額及び予算の範囲内で決定されることから、予算の範囲を上限として発生した費用はすべて市からの補助金で賄われることになる。各種イベントの規模が大きくなるほど経費がかかることになるため、市の負担が大きくなる可能性がある。

市の厳しい財政状態からすれば、振興協議会が補助金以外からの収入があるにも係わらず、支出した事業費のすべてを市が負担する合理的な理由はないと考える。月ヶ瀬振興協議会の費用のうち、補助金以外の収入から支出した費用額を差し引いた金額を補助対象経費とするよう、要綱の見直しが必要である。

【措置の内容】

補助金以外の収入から支出した費用の額を差し引いた金額を補助することとしています。

8. 人権政策課

(1) 人権啓発事業

② 監査結果

・分担金等の交付事業に関する収支の確認について

(共生社会推進課)

【監査結果】

いずれの分担金等も、決算報告を入手している。(ア) 奈良県市町村人権・同和問題「啓発連携」分担金、(イ) なら・ヒューマンフェスティバル・プロジェクト会議等市町村分担金及び(エ) 奈良市人権教育推進協議会運営補助金については、職員が団体に派遣され、その事務の中で分担金等の使途が適正であるかを確認しているとのことであるが、(ウ) 奈良人権擁護委員協議会負担金については、決算報告を受けるものの、証拠書類等の確認は行っていない。

分担金等については、拠出を行っている関係団体が複数となるため、市のみが証拠書類等の確認を行うことは、現実的ではないことは理解できる。しかしながら、公金が投入されている以上、使途が適切かどうかを確認することは必要であるため、拠出している団体の持ち回りにより証拠書類等を確認するとともに、ど

のような検証を行ったかを記録することにより、市民に分担金等拠出に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

令和元年度決算報告から、証拠書類等の確認を行い適正に処理しました。

1.6. 土地改良清美事務所

(1) 廃棄物最終処理施設整備事業

② 監査結果

- ・助成金等の使途の確認について

(土地改良清美事務所)

【監査結果】

3つの助成金等とも、毎年4月に前年度の決算書と当年度の予算について協議会から提出を受けている。各助成金等に関する、平成27年度の決算内容は、以下のようにになっている。(表省略)

平成24年度の包括外部監査において、当該助成が実質的に地元補償であるとして、決算書の詳細な検証を行っていない旨の指摘があるが、現状においても、証拠書類を確認する等による決算書の詳細な検証は行われていなかった。

廃棄物処理場という嫌悪施設の設置に関する補償や環境保全のために、対策協議会を設置し、その運営等への助成を含め助成金等が交付されることは理解できるが、助成金は地域住民にとって公平となるよう、また、公金が財源となっていることから、市民の多くが理解できるような活用が求められる。しかしながら、提出された決算書のうち、支出の内容説明には、協議会会員の出席手当、役員の手当や近隣寺院本堂の修繕費等のように、支出決定に関する資料等の確認を行い、地元住民に公平な支出であるかどうかを慎重に検証すべきものが含まれている。

また、環境清美活動、地域活性化のための活動、不法投棄監視員に対する報酬等があるが、農業基盤整備や環境保全という助成金の目的に整合し、使途として適切かどうかについて証拠書類を詳細に検証する必要がある。

助成金等については、助成金の使途を証拠書類等により確認し、使途として適切でないものや不明確なものがないかの判断過程を記録することにより、市民に助成金等に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

本市の廃棄物最終処理施設事業（土地改良清美事業）は、地元住民の方々と協力しながら実施している事業であり、その活動等に助成を行っています。

助成金の支出については、その使途が助成金の目的に整合し適切なものであるかなどを決算書等の報告書類により確認しています。本助成金は地元との協定に基づき支出しているものであるため現在のところ証拠書類等の確認は行っていませんが、当該書類等の提出を求めるべく助成団体と協議していくこととしました。

18. 観光振興課

（1）公益社団法人奈良市観光協会補助金

② 監査結果

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について
(観光戦略課)

【監査結果】

観光振興課は、奈良市観光協会より補助対象事業に関する収支報告入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

使途を確認するため、令和2年度の補助金額を確定する際に、実績報告書等とともに領収書等の証拠書類の提出をさせました。

- ・再補助先での補助金の使途の確認について
(観光戦略課)

【監査結果】

奈良市観光協会は、市から交付された補助金の一部を再補助という形で、春日若宮おん祭、奈良大文字保存会等に合計で22,552千円を交付している。所管課は、再補助先である団体の決算書については入手しているが、再補助先の支出に関す

る証拠書類を確認することにより使途の適切性を検証していなかった。

そもそも補助金は、原則的には、対象である団体に直接交付するべきである。これについて所管課の説明によれば、同協会が再補助先の多くについて事務局として執行管理を行っているため、事実上は直接補助と大差ない状況にあると認識しているとのことである。そして同協会からの補助の多くは、誘客に貢献する社寺の年中行事に絡んでの観光客の交通安全の確保を使途とした執行がされており、安全・安心を確保して多くの来客動員を維持し続けることを大きな目的としているとのことである。

確かにその目的は理解できるが、事実上は直接補助と大差ない状況にあるとの認識であれば、直接補助と同様に、証拠書類の確認を通じて目的に沿った使途・支出であることについて具体的に検証されるべきである。補助金の使途について証拠書類により確認することの必要性を十分に認識していなかったことが根本原因であると考えられる。特に、社寺の年中行事に市が補助しているようにも見受けられる外観を呈していることから、使途の確認が不十分であれば、補助金のあり方そのものを見直す議論にもなりかねない。

奈良市は、再補助先による補助金の使途が奈良市観光協会補助金の目的に合致したものであるというのであれば、再補助先の決算書を通覧するのみではなく、再補助先での支出に係る具体的な証憑書類等の確認を実施することにより、市民に対する説明責任を果たせるようにしていくべきである。

【措置の内容】

使途を確認するため、令和2年度の補助金額を確定する際に、実績報告書等とともに領収書等の証拠書類の提出をさせました。

(2) 柳生観光協会補助金

② 監査結果

(観光戦略課)

【監査結果】

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について
本補助金についても、証拠書類の確認は行っていない。
公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途

に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

使途を確認するため、令和2年度の補助金額を確定する際に、実績報告書等とともに領収書等の証拠書類の提出をさせました。

(3) 大仏螢保護事業補助金

② 監査結果

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について
(観光戦略課)

【監査結果】

本補助金についても、交付先より収支報告は受けているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

補助金額が多額ではないため、令和2年度の補助金額を確定する際に、領収書等の証拠書類の保存を依頼し、疑義があるものについては窓口確認を実施しています。

(4) 月ヶ瀬観光協会補助金

② 監査結果

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について
(観光戦略課)

【監査結果】

本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明

責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

補助金額が多額ではないため、令和2年度の補助金額を確定する際に、領収書等の証拠書類の保存を依頼し、疑義があるものについては窓口確認を実施しています。

(5) なら・観光ボランティアガイドの会補助金

② 監査結果

(観光戦略課)

【監査結果】

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について

本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

使途を確認するため、令和2年度の補助金額を確定する際に、実績報告書等とともに領収書等の証拠書類の提出をさせました。